

令和３年度第１回つくば市大規模事業評価委員会

日時：令和３年（2021年）９月８日（水）15時00分から
会場：つくば市役所２階 防災会議室（２）・（３）

次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 諮問
- 5 議 事
 - (1) 審議事項
 - ・ （仮称）つくば市陸上競技場整備事業について
 - (2) 報告事項
 - ・ 適用除外案件
- 6 その他
- 7 閉 会

配付資料

- 基礎資料1 つくば市大規模事業評価委員会条例
- 基礎資料2 つくば市大規模事業評価委員会名簿
- 基礎資料3 つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針
- 基礎資料4 つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱
- 基礎資料5 (仮称)つくば市陸上競技場整備基本構想
- 参考資料1 つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
- 参考資料2 つくば市情報公開条例(抜粋)
- 資料1－1 大規模事業評価制度(事務局説明資料)
- 資料1－2 今後のスケジュール(事務局説明資料)
- 資料2 事業概要(評価対象事業所管課:スポーツ施設整備室説明資料)
- 資料3－1 大規模事業評価実施方針(評価対象事業所管課:スポーツ施設整備室説明資料)
- 資料3－2 自己評価調書(評価対象事業所管課:スポーツ施設整備室説明資料)
- 資料3－3 評価会議結果(事務局説明資料)
- 資料4 大規模事業評価適用除外一覧表(事務局説明資料)

つくば市大規模事業評価委員会条例

(設置)

第1条 市が行う大規模な施設整備事業（以下「大規模事業」という。）の評価に関し調査審議するため、大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、大規模事業の評価に関する事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、第2条の所掌事務について必要な知識及び経験を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求め、又は当該者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策イノベーション部において処理する。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

つくば市大規模事業評価委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
1	たかはし ひろゆき 高橋 博之	公認会計士
2	なまため みき 生田目 美紀	筑波技術大学 産業技術学部 産業情報学科 教授
3	ふじい さやか 藤井 さやか	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授
4	ほり けんすけ 堀 賢介	弁護士
5	まつはし けいすけ 松橋 啓介	国立環境研究所 地域計画研究室 室長
6	よこはり まこと 横張 真	東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 教授

(敬称略, 50 音順)

任期：令和3年（2021年）8月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針

平成 30 年 9 月

つくば市

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、これまでつくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模事業を進めてきました。

このような中、平成 25 年 5 月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成 27 年 2 月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年 8 月住民投票が実施され、同年 9 月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受けて、平成 29 年 1 月当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年 4 月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して 7 項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源、市の財政負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

(2) 目的（必要性）

行政経営の視点から効率的かつ効果的に事業に取り組むためには、様々な実施手法の検討が必要となります。特に、大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政や市民生活への影響も大きく、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施が決定されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

そのため、大規模事業の実施に当たっては、民意の適切な把握を行い、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家からの意見等を求めた上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表することで、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要です。

このようなことから、市では、今後の大規模事業の進め方について、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るため、本基本方針を策定し、全庁的に取り組んでいきます。また、本基本方針は社会情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行っていきます。

2 大規模事業の定義

大規模事業とは、市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業（※）とします。

ただし、市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 民意の適切な把握

大規模事業を進めるに当たっては、常に民意を適切に把握していくことが重要です。

そのため、市民への積極的な情報提供及び適切な市民ニーズの把握を行い、事業の目的や進め方など必要な情報を市民と共有し、互いに理解を深めながら事業を進めていきます。

このような進め方を行うことで、市民ニーズを踏まえた、市民にとって

満足度の高い事業を行うことができるとともに、市民との信頼関係の醸成が図られます。

①積極的な情報提供

市は、大規模事業を進めるに当たり、事業の進め方、必要性や効果、課題、事業実施による将来への影響など、市民に必要な情報提供を十分に行います。

さらに、市は、事業計画等を策定した際には、計画の内容（事業規模、整備場所、財源確保の見通し等）について、市民や議会に対し、適宜、適切に説明するなど必要な情報提供を行います。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものと補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

②適切な市民ニーズの把握

市は、常に市民の声に耳を傾けるとともに、住民説明会やワークショップ、アンケート調査など、事業の目的や内容に応じた有効な手法を選択し、幅広い市民参加を求めることで、適切な市民ニーズの把握を行います。また、市は、市民が積極的に意見を述べることができるよう、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせるなど、潜在的な意見も含め、より多くの市民ニーズの把握を行います。

③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから、次の点に留意します。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、常に市民が参加しやすい環境づくりに十分な配慮を行い、市民が自らの意見等を表明するための機会と期間を確保することで、市民とコミュニケーションを図り、フィードバックを受けながら、企画・立案を行い、より市民ニーズに即した事業に繋げていきます。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見等を尊重し、寄せられた意見等を十分に考慮して判

断します。また、意見等が採用できない場合には、その具体的な理由を丁寧に説明します。

（２）事業の客観性及び透明性の確保

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容を市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中でであっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」を検討します。

① 事業評価の考え方

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、別表第１で定める評価の視点を設けて実施します。

用地の確保を要する場合は、場所の選定方法（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）及び用地の確保形態（取得や借地などの手法について検討しているか）について合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、大規模事業評価の対象外とする事業は、別表第２のとおりとします。

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表し、市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

また、評価の結果、実施する事業において用地を取得する場合、土地の鑑定評価については、統一的な考え方に基づき、公正かつ適正に行います。

別表第 1

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 事業の必要性 | 市が担う必要性及び実施する必要性 |
| 2 | 事業の妥当性 | 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性 |
| 3 | 事業の優先性 | 事業の着手時期の適切性 |
| 4 | 事業の有効性 | 経済波及効果、市民生活の利便性向上等 |
| 5 | 事業の経済性
・ 効率性 | 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及
び事業採算性 |
| 6 | 地域への対応 | 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、
市民への説明・情報共有等 |

別表第 2

- 1 災害復旧事業
- 2 既に都市計画決定されている事業
- 3 インフラ施設の整備事業と不可分な事業
- 4 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- 5 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- 6 国、県等と共同で実施する事業
- 7 前各号に掲げるもののほか、市民生活又は地域経済に影響を及ぼすお
それがあるため緊急を要すると市長が認める事業

〇つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱

平成 30 年 9 月 28 日

告示第 1045 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大規模な施設整備事業を実施する際の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価対象事業)

第 2 条 評価の対象とする事業（以下「評価対象事業」という。）は、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業で、総事業費（用地取得費を含む。）が10億円以上の事業その他市長が必要と認める事業とする。

(適用除外)

第 3 条 次に掲げる事業には、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設の整備事業と不可分な事業
- (4) 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国、県等と共同で実施する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民生活又は地域経済に影響を及ぼすおそれがあるため緊急を要すると市長が認める事業

2 市長は、前項の規定によりこの要綱の規定を適用しない事業については、事業名、事業概要、適用除外とする理由等を記載した評価対象適用除外事業調書（様式第 1 号）を作成し、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(評価の時期)

第 4 条 評価は、原則として、事業実施に必要な事業費に係る予算計上前に行うものとする。ただし、国庫補助事業及び交付金事業にあつては国、県等への事業採択の要望（概算要望を含む。）を行う前に、都市計画決定を伴う事業にあつては都市計画決定の手続の前に行うものとする。

(評価の視点)

第 5 条 評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める視点から行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び実施する必要性
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 経済波及効果、市民生活の利便性向上等
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性
- (6) 地域への対応 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等

（評価実施方針）

第6条 市長は、評価対象事業ごとに評価の時期、評価の視点、評価の方法等を記載した大規模事業評価実施方針（以下「評価実施方針」という。）（様式第2号）を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により評価実施方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該評価実施方針を公表するものとする。

（自己評価調書の作成）

第7条 評価対象事業を所管する課等の長は、前条第1項の規定により定めた評価実施方針に基づき、評価対象事業の事業概要、評価項目等を記載した大規模事業自己評価調書（以下「自己評価調書」という。）（様式第3号）を作成するものとする。

（評価会議）

第8条 前条の規定により作成された自己評価調書について検討を行うため、大規模事業評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

- 2 評価会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員は、副市長、教育長、市長公室長、つくば市行政組織条例(昭和62年つくば市条例第55号)第2条に定める部の長、危機管理監、つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）第3条第2項に規定する部の長、会計管理者、教育局長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 6 評価会議の会議は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して評価会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 評価会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

（自己評価調書等の公表）

第9条 市長は、自己評価調書及び評価会議の意見を市のホームページへの掲載その他

の方法により公表するものとする。

(対応方針)

第10条 市長は、評価対象事業を実施するかしないか等の方針（以下「対応方針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、対応方針を定めようとするときは、あらかじめ、つくば市大規模事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により対応方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該対応方針及び評価委員会の意見その他必要と認める事項を公表するものとする。

(再評価)

第11条 市長は、前条第1項の規定により対応方針を定めた後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合は、再び評価を行うものとする。この場合においては、第5条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第182号)

この告示は、令和3年3月24日から施行する。

附 則(令和3年告示第453号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

当委員
会は附
属機関
に該当

会議は
原則公
開で、
非公開
に該当
しない
ことを
当日確
認予定

参考資
料 2 参
照

（会議開催の事前公表）

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（会議資料の閲覧）

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

（会議録の作成）

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

（会議録の写し等の公表）

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

（公開状況の公表）

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

（他の条例に特別の定めがある場合の取扱い）

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118

号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(2) 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの
その他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易に
し，若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す
るおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ
- エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ
れ
- オ 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る
事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報
- (平 29 条例 22・一部改正)

つくば市大規模事業評価委員会

日時 令和3年(2021年)9月8日(水) 15:00から
場所 つくば市役所 2階防災会議室(2)・(3)

次第

- 1 開会
- 2 辞令交付
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 諮問
- 5 議事
 - (1) 審議事項
(仮称)つくば市陸上競技場整備事業について
 - (2) 報告事項
・適用除外案件
- 6 その他
- 7 閉会

つくば市大規模事業評価制度 概要

1 背景・目的

- ・ 大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政や市民生活への影響も大きく、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施が決定されると途中段階での方向転換が困難という特徴がある。
- ・ 大規模事業の実施に当たっては、民意の適切な把握、事業の必要性、妥当性等について、慎重に事業を決定する必要がある。
- ・ 本制度により、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図る。

2 大規模事業の定義

- ・ 市が主体で実施する用地取得を含む総事業費10億円以上の施設整備事業

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 民意の適切な把握

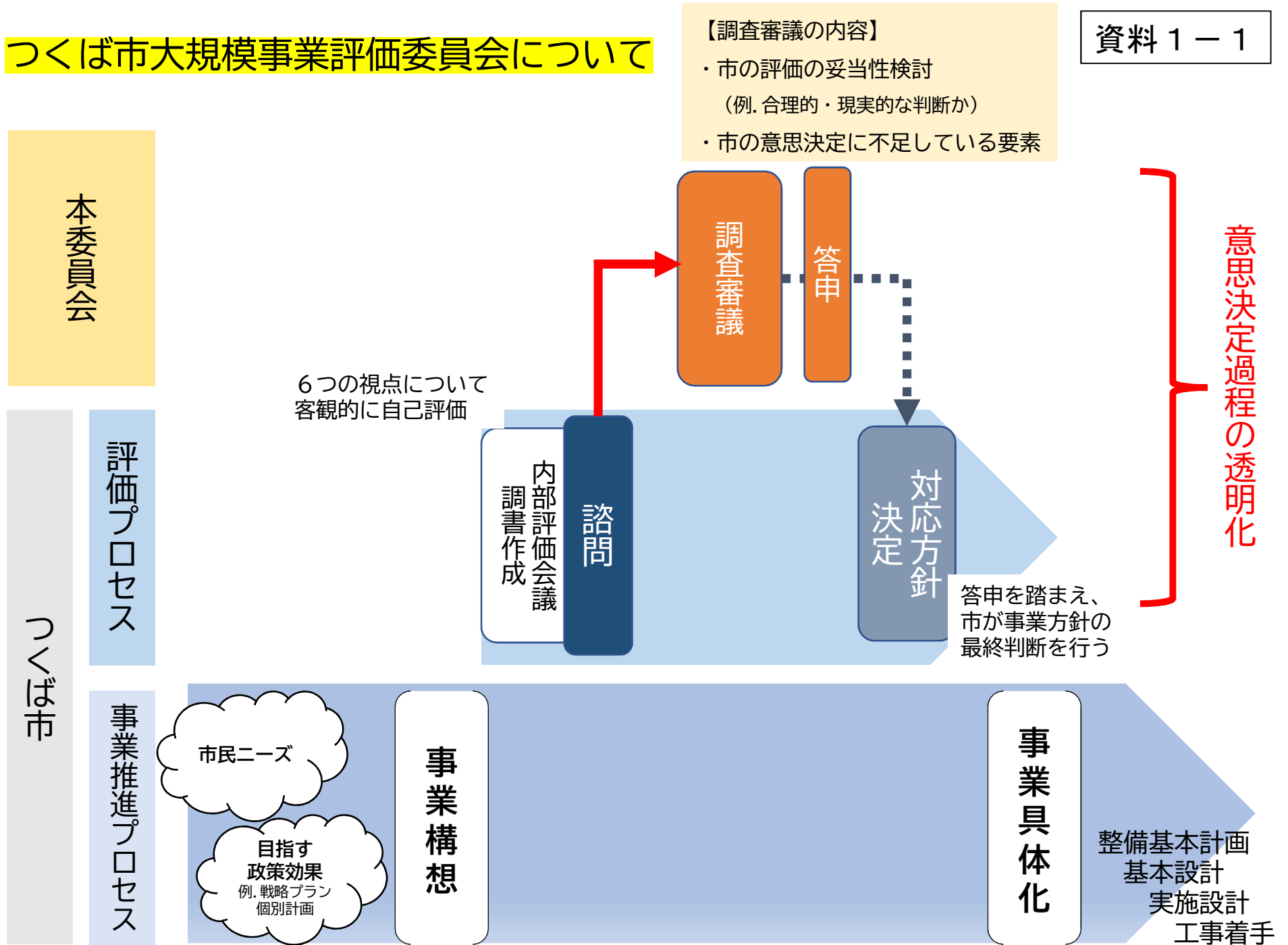
(2) 事業の客観性及び透明性の確保

①論理的・客観的評価の実施

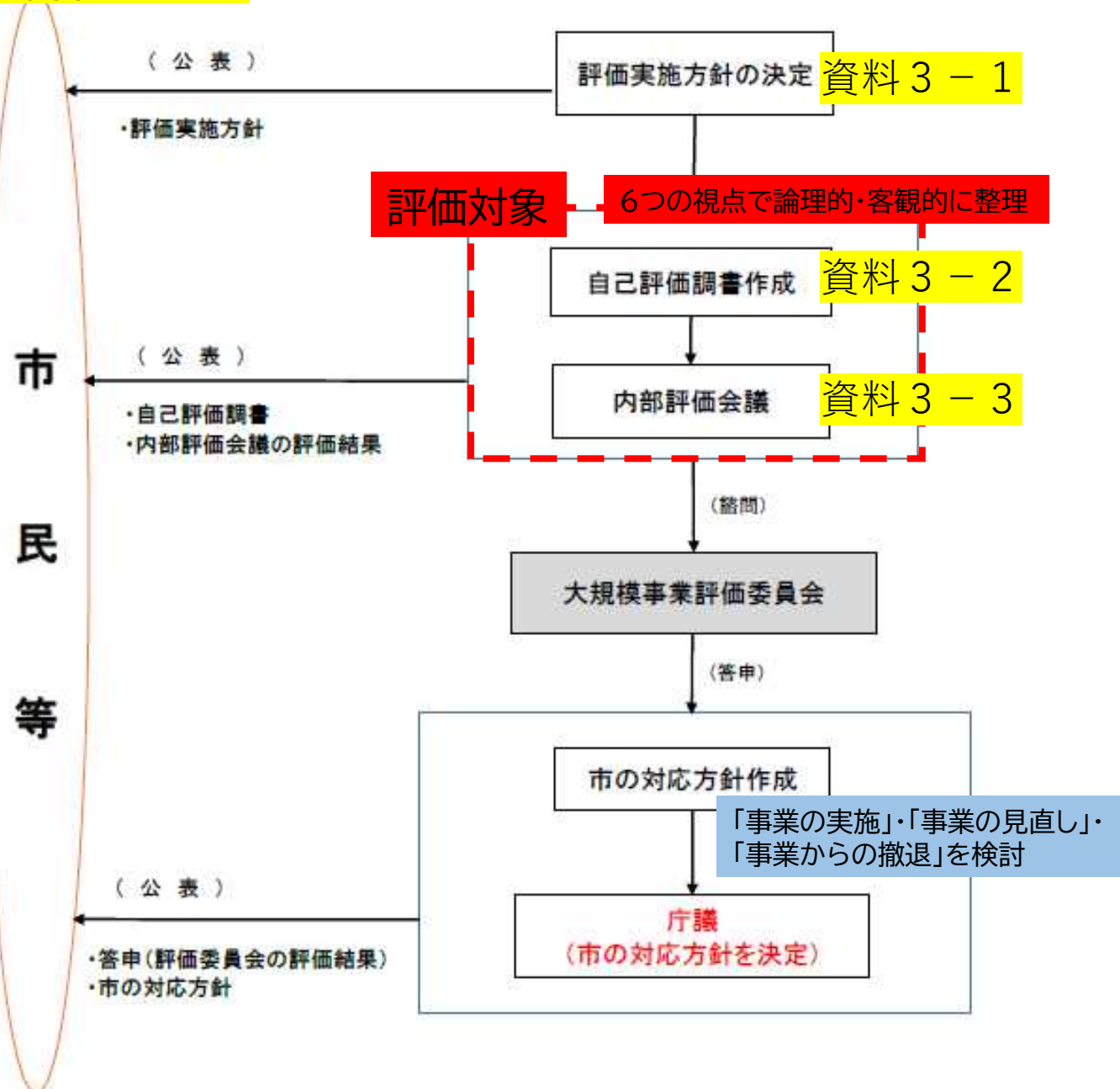
②評価結果の公表

つくば市大規模事業評価委員会について

資料 1 - 1



大規模事業評価 評価の流れ



事業の必要性	▶	つくば市が担う必要性及び実施する必要性が妥当であるか確認する。
事業の妥当性	▶	整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性があることを確認する。
事業の優先性	▶	事業の着手時期の適切性が妥当であることを確認する。
事業の有効性	▶	経済波及効果、市民生活の利便性向上等を確認する。
事業の経済性・効率性	▶	費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性を確認する。
地域への対応	▶	周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等が確保されていることを確認する。

大規模事業評価 調書（自己評価調書）

◆ 調査審議の内容（例）

【市が担う必要性及び市が実施する必要性】

調書の記載内容を点検し、合理的・現実的な判断が導かれているか

【評価項目】

事業の必要性	【現状の課題】 【市民ニーズ等】 【市が担う必要性及び市が実施する必要性】
事業の妥当性	【需要予測】 【他の整備候補地との比較】 評価対象事業所管部署にて、 評価項目（6点）別に自己評価をまとめています 【用地確保形態等の妥当性】
事業の優先性	【課題解決のため又は他事業との整合性から見た事業着手時期の適切性】
事業の有効性	【課題解決又は政策目標達成への有用性及び有効性】 【経済波及効果】 詳細は、【資料 3 - 2】をご参照ください
事業の経済性・効率性	【概算事業費の適切性】 【維持管理費及び運営費の適切性】 【事業採算性】 【コスト削減の工夫】
地域への対応	【周辺環境及び景観との調和への配慮】 【環境影響低減の工夫】 【合意形成の取り組み】

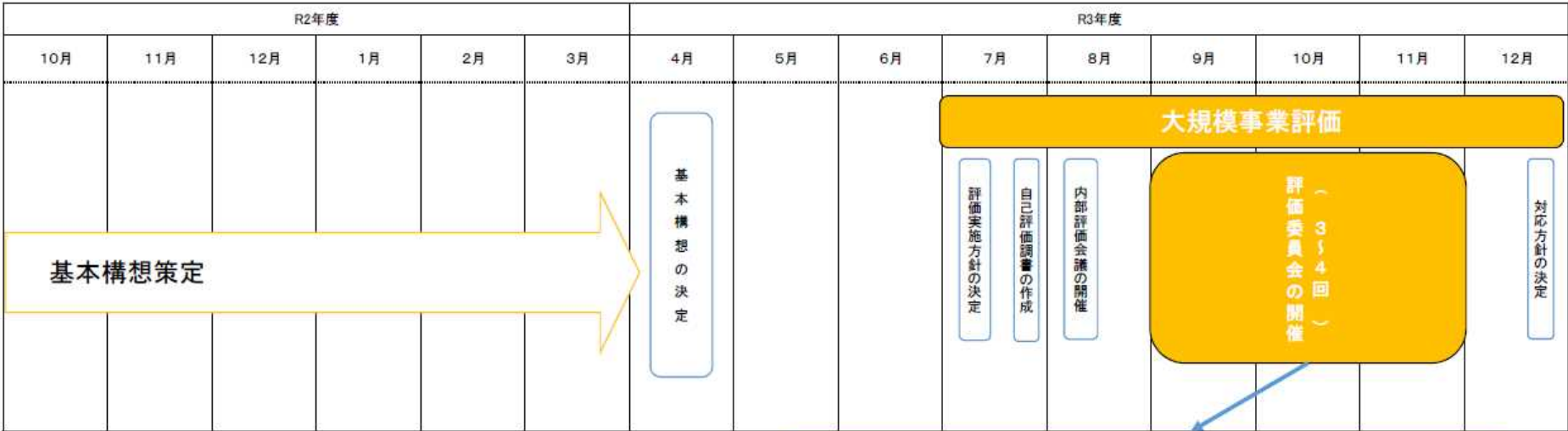
大規模事業評価 調書（評価会議結果）

資料 1 - 1

	評価項目	評価の視点	確認欄
個別評価	事業の必要性	・市が担う必要はあるか ・市が実施する必要はあるか	✓
	事業の妥当性	・事業の規模は妥当か ・整備場所は妥当か	✓
	事業の優先性	・事業の着手時期は適切か	✓
	事業の有効性	・課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か ・経済的波及効果は認められるか	✓
	事業の経済性・効率性	・費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か	✓
	地域への対応	・周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか ・市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か	✓
評価総合	実施 実施しない		
評価のコメント	評価項目（6点）別にコメントをまとめています 詳細は、【資料 3 - 3】をご参照ください		

その他、評価委員会の流れ

大規模事業評価制度における評価委員会の流れ



【開催のイメージ】

- 第1回: 諮問及び所管課ヒアリング
 - ・諮問
 - ・所管課による説明、ヒアリング
- 第2回: 現地視察
- 第3回: 審議
 - ・第1～2回を受けての各評価視点による審議を行う。
- 第4回: 答申書(案)の確認・検討及び答申

令和 3 年度つくば市大規模事業評価委員会の開催スケジュール（案）

1. 審議案件（予定）【1 件】

- ・（仮称）つくば市陸上競技場整備事業【市民部スポーツ施設整備室】

2. 報告案件【6 件】

資料 4 大規模事業評価適用除外一覧 のとおり

3. 年間スケジュール（予定）

時期	内容	備考
9/8（水）	第 1 回委員会	諮問、概要説明、疑問点解消に向けた質疑（第 2 回委員会回答予定）
10 月第 1 週	（仮）現地視察会	疑問点解消に向けた現地視察
10 月第 4 週	第 2 回委員会	答申案審議 （議論踏まえ、答申案骨子作成）
11 月上旬	第 3 回委員会	答申案審議

つくば市大規模事業評価委員会

(仮称)つくば市陸上競技場整備事業

概 要

令和3年（2021年）9月8日
市民部スポーツ施設整備室



1 基本構想策定の背景と目的

(1) 現状

- ・小中学生が公式記録の取れる市営の陸上競技場がない。
- ・筑波大学や他の自治体の施設を借用している。

(2) 市民ニーズ

- ・市内小中学校、PTA、スポーツ団体からの要望
- ・施設整備に関するアンケート結果(H28)
体育館 24.7%、ウォーキング・ランニングコース 21.4%
多目的広場 20.9%、陸上競技場 17.3%

1 基本構想策定の背景と目的

(3) これまでの経緯

H11年5月	陸上競技場を含む総合運動公園の早期実現について、市体育協会、校長会、小・中学校体育連盟からの請願
H17年～	市PTA連絡協議会、区会連合会や市議会議員等からの要望
H27年9月	総合運動公園基本計画が、住民投票の結果を受け白紙撤回

H29年11月	市PTA連絡協議会から陸上競技場の整備に関する要望
---------	---------------------------

陸上競技場について

H31年2月	陸上競技場整備に関する学校跡地調査 ・市内11の学校跡地を対象に優位性の比較検討 ・上郷高校跡地が総合的に高い評価
R1年7月	上郷高校跡地利活用に関する地元説明会

(3) これまでの経緯

議会への報告・説明

R 1 年 5 月	議会全員協議会 ・陸上競技場整備に関する学校跡地調査結果について報告
R 2 年12月 (2回)	議会全員協議会 ・陸上競技場整備基本構想の検討状況（整備位置や公認種別）について報告
R 3 年 5 月	議会全員協議会 (仮称) つくば市陸上競技場整備基本構想の策定について報告

※その他、定例会での質問に対する回答、議員の勉強会での説明を行っています。

1 基本構想策定の背景と目的

(4) 市における位置づけ

- ・スポーツ推進計画において公式記録のとれる陸上競技場の整備検討を重点事項としている。
- ・市長公約事業のロードマップに位置付けている。
公約No.124「公式記録の取れる陸上競技場の整備」

(5) つくば市における陸上競技場整備の必要性

- ・市内に公式記録がとれる陸上競技場がない。
- ・他自治体の施設を借用している。
- ・学校やスポーツ団体からの要望も強い



陸上競技場の整備が必要

併せて、ウォーキングコースや多目的広場などについても検討すべきである。

(仮称)つくば市陸上競技場整備基本構想の策定

つくば市にふさわしい陸上競技場の整備

スポーツに対するニーズを踏まえ、施設の内容と整備水準、整備上の留意点等を検討した上で、基本的な方向性を示すものとして策定

2 基本方針(陸上競技場の目指すべき方向性)

2－1 整備に向けた基本的な考え方

(1) 基本的役割

市内の小中学校の公式陸上記録会・競技会及び、つくば市陸上選手権大会開催が可能であり、障害者や高齢者等誰もが利用できる施設

- ・ 公式記録が取れる施設整備
- ・ 投てき種目の実施
- ・ S D G s の理念
→障害者、高齢者、子どもたち市民の誰もが、安全・安心に利用できる施設整備

【整備上の配慮事項】

- ・ 将来の人口を見据えた適切な施設整備
- ・ 既存施設の有効活用、コスト低減
- ・ ウォームアップ空間や雨天時にも活用できる空間
- ・ ウォーキングなど日常的な運動空間
- ・ 夜間照明の設置、収益施設の併設、民間ノウハウの活用
- ・ 多様なスポーツプログラムの提供、イベントや教室等の開催

(2) 付随的役割

防災機能を備えた地域活性化拠点

- ・ 地域の交流拠点
→ 多世代が気軽に利用できるスペース
- ・ 災害に備えた施設整備
→ 広域避難場所、物資輸送の中継地点など

【整備上の配慮事項】

- ・ 市内のスポーツ施設、体育館、公園等との連携
- ・ スポーツに加え、多様な集客イベントが開催可能な環境整備
- ・ スポーツツーリズムへの波及
- ・ 複数の入口とゆとりのある動線(バリアフリーに配慮)
- ・ 周辺地域との一体的な景観形成など環境に配慮した空間
- ・ 科学技術の実証実験の場など「つくばらしさ」の追求

2 基本方針(陸上競技場の目指すべき方向性)

資料 2

2-2 整備内容と水準

第4種公認(第3種相当整備)

運動施設	陸上競技場	400mトラック(<u>全天候舗装8レーン</u>) インフィールドは天然芝(投てき競技に対応) <u>雨天走路</u> (ウォームアップ空間などの利用)
	観客席	メインスタンド 1,500席 芝生スタンド 2,500席
	管理棟	本部室、放送記録室、審判控室、多目的室、 会議室、控室、トイレ、 <u>更衣室</u> 、 <u>シャワー室</u>
園地	園路広場 休憩空間	ウォームアップ空間 憩いの空間、外周散策路、ジョギングコース
便益施設	防災機能	避難場所として活用 屋外トイレの配置
	夜間照明	夜間照明設備
	駐車場	普通車400～500台分(バス33台分に転用可能)
付帯施設	セミナーハウス等	会議室、研修室、物販施設、地域交流の場 避難所、備蓄倉庫

上郷高校跡地と高エネ研南側未利用地を比較

評価項目

- (1) 基本条件（立地、インフラ、道路）
- (2) コスト（土地取得費用、基盤整備費用、付帯整備費用）
- (3) 事業の進捗速度（基盤整備、施設整備）
- (4) 敷地内及び隣接部の条件（機能の導入や利用のしやすさ）
- (5) 関連施策等との関係（上位計画との整合性、防災計画）
- (6) 環境・景観条件（連携資源とのネットワーク・回遊性）



「コスト」と「進捗速度」の面で優れ、着実に整備をすすめるべきという観点から、上郷高校跡地を整備候補地として採用

3 候補地の比較検討

①コスト

【土地取得費用】

- ・上郷高校跡地は取得済み。
- ・高工ネ研未利用地の取得費は用地全体45.6haで約68億円。
（本施設整備面積約 7 haで換算すると約10億 5 千万円。）

【基盤整備費用】

- ・上郷高校跡地は既存建物の解体は必要だが、整地造成は容易。
また、インフラに係る大きな整備費は掛からない。
- ・高工ネ研未利用地は樹木の伐採・伐根、インフラ引き込み等の基盤整備に係る費用を要する。

②事業の進捗速度

【基盤整備・施設整備】

- ・上郷高校跡地はインフラ等の活用ができ大規模な造成も不要。
- ・高工ネ研未利用地は、樹木の伐採・伐根やインフラの引き込みや敷地の配置等の検討も必要。
→上郷高校跡地が短期間で整備できる可能性が高い。

[illegible]

北側敷地	約3.1ha
南側敷地	約3.9ha
合 計	約7.0ha

北側の敷地
400mトラック
倉庫等が配置可能

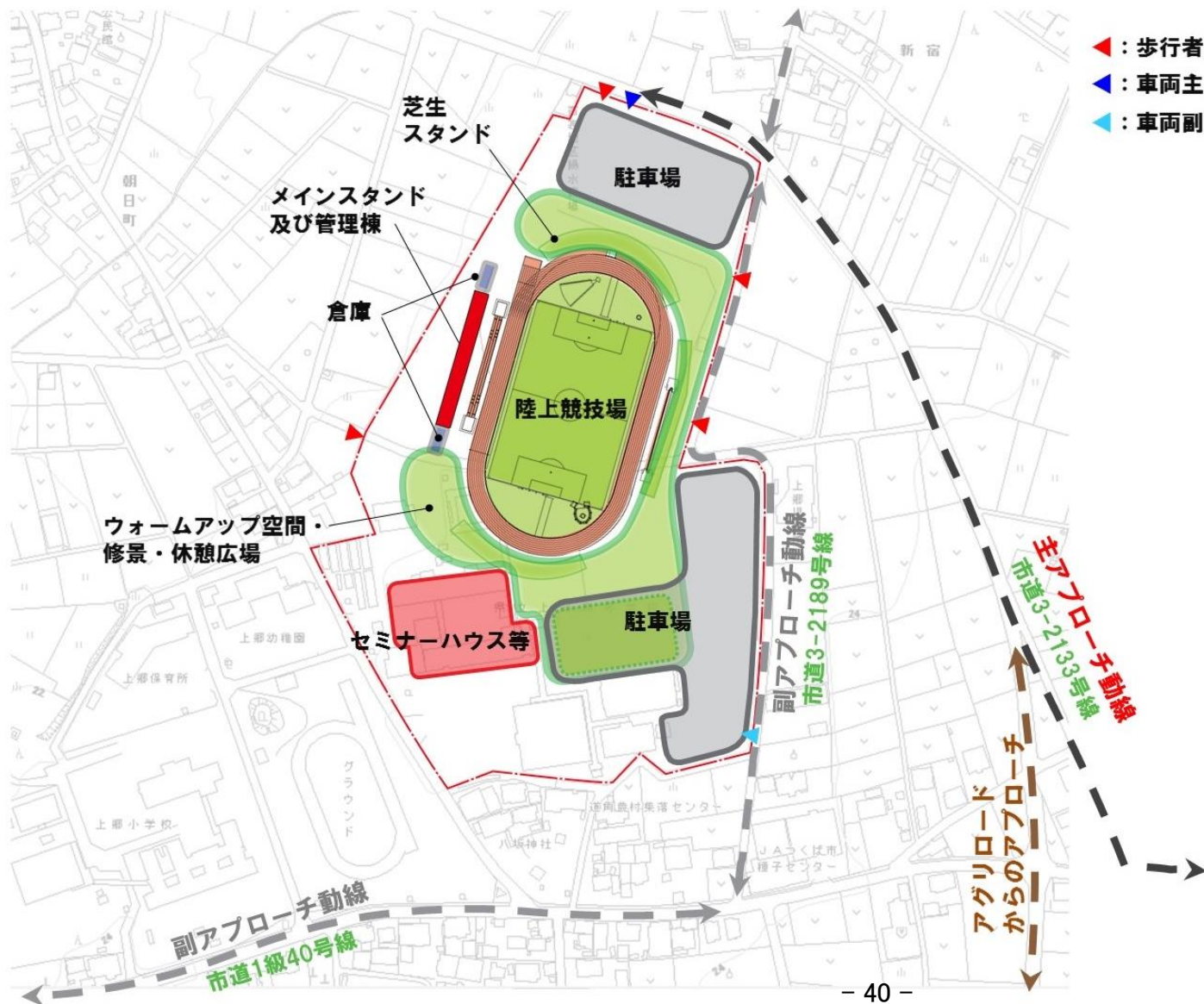
大規模な造成や施設撤去を伴わずに、主要施設の整備が可能

駐車場
南側敷地に配置
既存道路の拡幅の必要性

4 施設の配置(ゾーニング)

資料 2

プラン 2 南北敷地を一体化して活用するプラン



敷地中央部を東西に横切る市道を廃止
敷地を一体として整備
※児童館へ通うための動線の確保

北側に駐車場が配置

北側道路をアプローチ道路として活用

恒常風防止
バッファの整備
芝生スタンドと一体の樹林帯を伴う築山

5 概算工事費

資料 2

項目	内訳	金額（千円）		
		プラン1	プラン2	
競技場本体		16億800万円	16億800万円	
その他	造成費	1,700万円	1,700万円	
	撤去・解体費 (プール、旧体育館等)	1億5,300万円	1億5,300万円	
	植栽費	6,000万円	5,500万円	
	設備費 (電気、給排水設備等)	9,500万円	9,500万円	
	駐車場・園路整備費	1億800万円	1億2,700万円	
	案内サイン等整備費	4,000万円	4,000万円	
	管理施設整備費 (門扉、柵等)	4,000万円	4,000万円	
	便益施設 (屋外トイレ等)	8,000万円	8,000万円	
	仮設工事費	2,100万円	2,100万円	
	小計	6億1,400万円	6億2,800万円	
	合計		22億2,200万円	22億3,600万円

詳細な工事費は
基本計画策定以降

セミナーハウスの
整備費、校舎や体
育館の解体費、道
路の拡幅に係る費
用は未計上

6 管理運営の方向性

(1) 陸上競技場の管理・運営の一体的取組みの推進

- ・市民ニーズに対応したサービスを提供する
→民間事業者が有するノウハウの活用を検討
- ・コスト縮減及び財源確保
→民間資金やP P Pなどの手法の導入を検討

(2) フォローアップの実施方針

- ・維持管理等のP D C Aサイクル
→具体的な評価方法及び評価の反映方法を検討

(3) S D G s への対応(ユニバーサルデザインの推進)

- ・将来の管理運営：S D G s の基本理念
→障害者、高齢者、子どもたちなど誰もが、安全・安心に利用できる施設
→計画・設計の段階から多様な利用者を想定し、有識者へのヒアリングを実施
- ・情報を含めたアクセシビリティの充実を図るとともに、完成後も市民が利用しやすいよう継続的な改善を実施

7 整備スケジュールの想定

資料 2

R 3 年度	基本構想の策定 (4月) 市民説明会の開催 (6月) 大規模事業評価 (7～11月) 市の方針を決定 (12月)
R 4 年度	基本計画の策定
R 5 年度	基本設計・実施設計
R 6 年度～7 年度	工事施工(2年間)
R 8 年度	供用開始

※スケジュールは今後の検討状況によっては変更となる可能性あり

大規模事業評価実施方針

事業所管部署	市民部スポーツ振興課 スポーツ施設整備室
作成年月日	令和 3 年(2021年) 7 月19日

【評価の対象】

事業名	(仮称) つくば市陸上競技場整備事業
場所	つくば市上郷2494番地 3（旧上郷高校跡地）
事業概要	つくば市には小・中学校の公式陸上記録会・競技会を開催するための市営の施設がなく、筑波大学や他の自治体の施設を借用している。また、市PTA連絡協議会やスポーツ団体などから陸上競技場の整備の要望が強くある。そのため、小中学生の公式記録が取れるとともに、つくば市陸上競技選手権大会が開催できる陸上競技場を整備する。 施設の整備内容 ・日本陸上競技連盟の第 4 種公認（第 3 種相当整備） ・400mトラック 1 面（全天候舗装 8 レーン） ・インフィールドは天然芝（投てき競技に対応） ・メインスタンドは1,500席、芝生スタンドは2,500席 ・管理棟には本部室、多目的室、トイレ、更衣室、シャワー室等を整備 ・園地はウォームアップ空間やジョギングコース等を整備 ・駐車場は普通車用400～500台（バス33台分に転用可能） ・付帯施設としてセミナーハウス等を整備 ・その他、災害時の避難場所として活用

【評価の時期】

(1) 自己評価調書作成	令和 3 年 7 月
(2) 評価会議	令和 3 年 7 月
(3) 評価委員会	令和 3 年 8 月～11月
(4) 対応方針の決定	令和 3 年12月
(5) 対応方針等の公表	令和 3 年12月

【評価の視点】

事業の必要性	・市が担う必要はあるか ・市が実施する必要はあるか
事業の妥当性	・事業の規模は妥当か ・整備場所は妥当か
事業の優先性	・事業の着手時期は適切か
事業の有効性	・課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か ・経済的波及効果は認められるか
事業の経済性・効率性	・費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か
地域への対応	・周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか ・市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か

【評価の方法】

- ・大規模事業自己評価調書を作成する。
- ・内部評価会議を行い、結果を公表する。
- ・大規模事業評価委員会へ諮問を行い、答申を受ける。
- ・事業の対応方針を決定し、公表する。

【その他】

様式第 3 号 (第 7 条関係)

大規模事業自己評価調書

事業所管部署	市民部スポーツ振興課 スポーツ施設整備室
作成年月日	令和 3 年(2021年) 7 月21日

【事業概要】

事業名	(仮称) つくば市陸上競技場整備事業
場所	つくば市上郷2494番地 3 (県立上郷高等学校跡地)
目的	つくば市には小・中学校の公式陸上記録会・競技会を開催するための市営の施設がなく、筑波大学や他の自治体の施設を借用している。また、市 P T A 連絡協議会やスポーツ団体などから陸上競技場の整備の要望が強くある。そのため、「小中学生の公式記録が取れるとともに、つくば市陸上競技選手権大会が開催できる陸上競技場を整備する」ことを目的とする。
内容	◇陸上競技場 ・400mトラック 1 面 (全天候舗装 8 レーン) ・インフィールド 天然芝 (サッカー等の多目的利用を想定) ・雨天走路 (テント掛け) ・第 4 種公認 (第 3 種相当整備) ・第 4 種公認に必要な用器具 ◇観客席 ・メインスタンド 1,500 席 ・芝生スタンド 2,500 席 ◇管理棟 ・管理事務スペース ・本部室、放送記録室、審判控室、多目的室、会議室、控室 ・トイレ (男・女・多目的)、更衣室、シャワー室 ◇運動器具倉庫 ・第 3 種公認相当の用器具、備品の収納スペース
位置付け (関連計画等)	◇つくば市戦略プラン ・個別施策 I-2-④ スポーツでつながるまちの推進 主要プロジェクト③ スポーツ施設等の改修及び公共施設として不足しているスポーツ施設等の整備検討 ◇市長公約事業のロードマップ ・小中学生の陸上競技大会を市内で開催できるよう、公式記録が取れる陸上競技場の整備を検討する (2016-2020) ・公式記録の取れる陸上競技場の整備について、その在り方や計画地の選定を行い、事業の必要性や妥当性等に関する大規模事業評価を経た上で、施設整備を行う (2020-2024) ◇スポーツ推進計画 ・施策⑧ スポーツ施設及び関連する公共空間の整備及び維持管理 小学校及び中学校では、公式の陸上競技大会を開催するための施設がないことから、大会を開催するために近隣の自治体等の施設を借用する問題状況が続いており、このような状況を改善するために公式記録のとれる陸上競技場の整備を検討する。
事業スケジュール	令和 4 年度 : 基本計画策定 令和 5 年度 : 基本設計・実施設計 令和 6 年度～7 年度 : 工事 令和 8 年度 : 供用開始 ※今後の検討状況により変更が生じる可能性がある。

【評価項目】

事業の必要性	【現状の課題】 本市では、市町村合併前の施設を引き継いでいることから、小規模な施設を数多く所有している。一方、陸上競技場に関しては、小・中学校の公式記録の取れる陸上記録会や、公認競技場での実施が条件となる市の競技会を開催可能な市営の施設がなく、これらの記録会や競技会においては、近隣の自治体などの施設を借用するなど、非常に不便な状況が続いている。	
	【市民ニーズ等】	
	平成11年 5 月	つくば市体育協会、校長会、中学校体育連盟、小学校体育連盟から、総合運動公園の早期実現について請願
	平成17年 3 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から総合運動公園の実現について要望
	平成19年11月	つくば市PTA連絡協議会から、陸上競技場を含めた総合運動公園の整備について要望
	平成20年11月	つくば市PTA連絡協議会から、陸上競技場を含めた総合運動公園の整備について要望
	平成21年 9 月	つくば市PTA連絡協議会から、陸上競技場を含めた総合運動公園の整備について要望
	平成21年12月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から総合運動公園の実現について要望
	平成22年10月	つくば市PTA連絡協議会から、陸上競技場を含めた総合運動公園の整備について要望
	平成23年 3 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から健康・スポーツの拠点としての整備について要望
	平成24年 3 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から国際基準をクリアした運動施設の整備について要望
	平成24年 6 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から総合運動公園の整備について要望
	平成25年 3 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から公式記録の取れる施設の整備について要望
	平成25年 9 月	つくば市体育協会から、公認施設を有した総合運動公園の早期実現について要望
	平成25年 9 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から総合運動公園の整備について要望
	平成25年11月	共産党つくば市議団から、400mトラック建設の先行整備などについて要望
	平成25年11月	公明党つくば市議団から、広域的なスポーツレクリエーションに対応した拠点整備などについて要望
	平成26年 2 月	大穂地区区会連合会から、総合運動公園の早期実現について要望
	平成26年 2 月	つくば市区会連合会から、つくば市運動公園の早期建設について請願
	平成26年 3 月	つくば市議会定例会にて、市議会議員から総合運動公園の整備について要望
	平成26年12月	つくば市区会連合会から、総合運動公園の早期実現について要望

事業の必要性	平成26年12月	つくば市PTA連絡協議会から、総合運動公園の早期実現について要望
	平成27年1月	つくば市体育協会から、総合運動公園の早期実現について要望
	平成29年3月	スポーツ環境に関するアンケート調査結果 ・今後どの公共スポーツ施設を新たにつくっていくことが必要か 1位 体育館 24.7% 2位 ウォーキング・ランニングコース 21.4% 3位 多目的広場 20.9% 4位 陸上競技場 17.3%
	平成29年11月	つくば市PTA連絡協議会から、公式記録の取れる陸上競技場の建設について要望
	平成29年12月	共産党つくば市議団から、公認記録を取れる陸上競技場の整備について要望
	令和元年6月	上郷高校跡地利活用に関する上郷小学校区の区長説明会 上郷高校跡地利活用について、陸上競技場整備に関する学校跡地の調査を行ったため、その結果と今後の進め方について説明した。全体的に否定的な意見はないが、騒音、道路整備及び駐車場整備について意見があった。
	令和元年7月	上郷高校跡地利活用に関する地元説明会（3回） 上郷高校跡地利活用について、陸上競技場整備に関する学校跡地の調査を行ったため、その結果と今後の進め方について説明。全体的に否定的な意見はないが、騒音、道路整備及び駐車場整備について意見があった。
	令和3年6月	「(仮称)つくば市陸上競技場整備基本構想」に関する市民説明会（4回） つくば市における陸上競技場の目指すべき方向性、基本的な考え方をまとめた「(仮称)つくば市陸上競技場整備基本構想」について説明。全体的に否定的な意見はないが、騒音、道路整備及び駐車場整備について意見があった。
	【市が担う必要性及び市が実施する必要性】 市内に小・中学校の公式記録の取れる陸上競技場がなく他自治体などの施設を借用していること、また、市PTA連絡協議会やスポーツ団体などからの長年に渡る意向を踏まえると、本市が陸上競技場を整備する必要がある。 当該施設はその性質上、採算が取れる施設ではないため、民間事業ではなく公共事業として実施する必要がある。 なお、本陸上競技場は、他の体育施設と同様に安価にて利用者にサービスを提供するものであり、施設整備は市が行う必要性があるが、管理運営については民間事業者が有するノウハウの活用について導入を検討する。	

事業の妥当性

【需要予測】

◇小学校の記録会

- ・つくば市北部陸上記録会（年1回）
- ・つくば市南部陸上記録会（年1回）
- ・つくば市陸上記録会（年1回）

◇中学校の記録会

- ・つくば市中学校総合体育大会（年1回）
- ・つくば市中学校新人戦（年1回）

◇市の記録会

- ・つくば市陸上競技選手権大会（年1回）

◇その他

- ・インフィールドについては、部活動、サッカーやグランドゴルフなどでの日常的な活用
- ・園路や多目的広場については、ジョギングやウォーキングなど日常の憩いの空間としての活用

【他の整備候補地との比較】

学校跡地の利活用を推進するに当たり、平成31年2月に「陸上競技場整備に関する学校跡地調査」として、上郷高校跡地及び筑波地区の小中学校跡地の計11校を対象に、陸上競技場整備の可能性を含む優位性等を比較検討した。

一次調査として、日常的に使いやすい立地やコスト等の視点で概略評価した結果、上郷高校跡地、筑波西中学校跡地及び筑波東中学校跡地を、二次評価と計画検討の対象とした。

二次調査として、立地及び道路等の条件、敷地内及び隣接部の基礎条件等の視点で評価した結果、上郷高校跡地が総合的に高い評価となった。

さらに本基本構想では、整備に必要な敷地規模について、上郷高校跡地と高エネ研南側未利用地（全体面積の内、上郷高校跡地と同程度の約7.0haを陸上競技場整備敷地として想定）の2箇所を活用可能な候補地とし、「基本条件」、「コスト」、「事業進捗の速度」、「敷地内及び隣接部の条件」、「関連施策等との関係」及び「環境・景観条件」について比較評価した。

その結果、「コスト」と「事業進捗の速度」の面で優れ、着実に整備をすすめるべきという観点から、上郷高校跡地を整備候補地として採用した。

比較評価（抜粋）

項目	上郷高校跡地	高エネ研南側未利用地
コスト	【土地取得費用】 ・取得済みのため不要。 【基盤整備費用】 ・既存建物の解体は必要だが、整地造成は容易である。また、インフラに係る大きな整備費は掛からない。	【土地取得費用】 ・土地開発公社に対して土地購入費用を支払う必要がある（用地全体45.6haで約68億円であることから、本施設整備面積約7haで按分すると約10億5千万円）。 【基盤整備費用】 ・既存樹林の伐採・伐根、インフラ引き込み等の基盤整備に係る費用を要する。
	事業の進捗速度	【基盤整備】 ・既存のインフラ関連施設が活用でき、大規模な造成も不要なため、短期間で整備が進められる。 【施設整備】 ・基盤整備が短期間で完了するため、早く整備が進められる。

事業の妥当性

【事業規模の妥当性】

本構想では、第4種公認（第3種相当整備）としており、整備の目的である「小中学生の公式記録が取れるとともに、つくば市陸上競技選手権大会が開催できる陸上競技場」の要件を満たしている。
また、茨城県内の陸上競技場は2/3が第3種公認であることから、規模は妥当である。

整備内容と水準

運動施設	陸上競技場	第4種公認（第3種相当整備） 400mトラック1面（全天候舗装8レーン） インフィールドは天然芝（サッカー等の利用を想定） 雨天走路（テント掛け）
	用器具備品等	第4種公認に必要な用器具
	観客席	メインスタンド 1,500席 芝生スタンド 2,500席
	管理棟	管理事務スペース（受付・医務室等を含む） 本部室、放送記録室、審判控室、多目的室、会議室、 控室、トイレ、更衣室、シャワー室
	運動器具倉庫	第3種公認相当の用器具・備品の格納スペースを確保
園地	園路広場 休憩空間	修景・休養・緑陰空間／遊戯空間／多目的広場 入口・拠点広場／外周散策路・ジョギングコース
便益施設	防災機能	防災担当部署と調整して規模・内容を検討（避難場所）
	屋外トイレ	災害対応も考慮した男・女・多機能の各施設
	夜間照明 電気設備	いつでも気軽に利用できスポーツに親しめる施設として、 夜間の利用に必要な照度を確保
	駐車場 駐輪場	普通車用400～500台程度（バス33台分に転用できる83 区画及び身体障害者用10台程度を含む） 駐輪場100台程度
附帯施設	セミナー ハウス等	会議室・研修室等 地元企業との連携による物販施設も検討 地域交流の場 避難所、備蓄倉庫

公認取得一覧

単位：件

地域	第1種	第2種	第3種	第4種
茨城	1	2	6	0
東京	1	3	13	13

【整備場所の妥当性】

上郷高校跡地は、平成23年3月に閉校し、同年6月に上郷高校跡地問題促進協議会から「文教施設又は教育機関を誘致して欲しい」旨の請願書が提出されている。
また、当該地域は、隣接する小貝川の洪水に対して浸水想定区域ではないため、災害等のリスクが少ない安全な地域である。
「つくば市都市計画マスタープラン2015」では、上郷高校跡地は「豊里コミュニティプラン」として設定され、跡地の活用方策の検討が取り上げられている。

【用地確保形態等の妥当性】

上郷高校跡地に整備することで、市所有の未利用地（学校跡地）の利活用に資することができる。なお、当該用地は平成24年に茨城県から取得済であり、用地取得の必要はない。ただし、道路拡幅等を実施する際には、用地取得の必要性がある。

事業の優先性	【課題解決のため又は他事業との整合性から見た事業着手時期の適切性】	
	陸上競技場を含む総合運動公園の整備については、平成11年5月に市体育協会、校長会、小・中学校体育連盟からの請願が出され検討されたが、事業化には至らなかった。その後も、市PTA連絡協議会、スポーツ団体、区会連合会や市議会議員等からの要望が続いたこともあり、総合運動公園基本計画が策定されたが、住民投票の結果、平成27年9月に白紙撤回となった。 その後、平成29年11月に市PTA連絡協議会から「陸上競技場の整備に関する要望」が出されたこともあり、陸上競技場整備の検討を開始した。 整備場所については、平成31年2月に学校跡地を候補地として検討し、調査を行った結果、上郷高校跡地が総合的に高い評価となった。調査結果については、令和元年5月に全員協議会で報告し、令和元年6月～7月に地元への説明会を行った。 その後、「（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想」を策定するため、令和2年7月から策定検討会議を5回開催し、令和3年4月に策定した。 陸上競技場の整備は市民要望の高い長年の課題であるにも関わらず、実現に至っていないため、これ以上先延ばしにすることなく早急に事業着手することが適切である。	
	これまでの経緯	
	平成11年5月	陸上競技場を含む総合運動公園の早期実現について、市体育協会、校長会、小・中学校体育連盟からの請願
	平成17年～	市PTA連絡協議会、区会連合会や市議会議員等からの要望
	平成27年9月	総合運動公園基本計画が、住民投票の結果を受け白紙撤回
	平成29年11月	市PTA連絡協議会から陸上競技場の整備に関する要望
	平成31年2月	陸上競技場整備に関する学校跡地調査 ・市内11の学校跡地を対象に優位性の比較検討 ・上郷高校跡地が総合的に高い評価
	令和元年5月	議会全員協議会 ・陸上競技場整備に関する学校跡地調査結果について報告
	令和元年6月	上郷高校跡地利活用に関する上郷小学校区の区長説明会
	令和元年7月	上郷高校跡地利活用に関する地元説明会
	令和2年7月	第1回つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議
	令和2年9月	第2回つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議
	令和2年11月	第3回つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議
	令和2年12月（2回）	議会全員協議会 ・陸上競技場整備基本構想の検討状況（整備位置や公認種別）について報告
	令和3年1月	第4回つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議
	令和3年3月	第5回つくば市陸上競技場整備基本構想策定検討会議
	令和3年4月	（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想を策定
	令和3年5月	議会全員協議会 ・（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想の策定について報告

事業の有効性	【課題解決又は政策目標達成への有用性及び有効性】 ◇課題 陸上競技場に関しては、小・中学生の公式記録の取れる陸上記録会や、公認競技場での実施が条件となる市の競技会が開催可能な市営の施設がなく、これらの記録会や競技会においては、近隣の自治体などの施設を借用する状況が続いている。 ◇政策目標「つくば市戦略プラン」 個別施策Ⅰ-2-④ スポーツでつながるまちの推進 主要プロジェクト③ スポーツ施設等の改修及び公共施設として不足しているスポーツ施設等の整備検討 ◇政策目標「市長公約事業のロードマップ」 小中学生の陸上競技大会を市内で開催できるよう、公式記録が取れる陸上競技場の整備を検討する（2016-2020） 公式記録の取れる陸上競技場の整備について、その在り方や計画地の選定を行い、事業の必要性や妥当性等に関する大規模事業評価を経た上で、施設整備を行う（2020-2024） ◇政策目標「スポーツ推進計画」 施策⑧ スポーツ施設及び関連する公共空間の整備及び維持管理 小学校及び中学校では、公式の陸上競技大会を開催するための施設がないことから、大会を開催するために近隣の自治体等の施設を借用する問題状況が続いており、このような状況を改善するために公式記録のとれる陸上競技場の整備を検討する。 ◇有用性及び有効性 陸上競技場を整備することで課題の解決及び政策目標が達成されるため、有用性及び有効性があると判断できる。																				
	【経済波及効果】 施設の運営、維持管理、植栽管理などでの雇用の創出が見込まれる。 施設整備による集客に加え、利用者による地域の農産物・特産品の購入や、飲食店・公共交通機関などの利用が見込まれる。 合宿等の誘致により、宿泊施設の利用が見込まれる。																				
事業の経済性・効率性	【概算事業費の適切性】 この事業費の算出は、本構想でおおまかな工事費をイメージするためのものであり、詳細な検討は基本計画策定以降に行う。なお、本事業における用地取得費は、市の未利用地を活用することで新たな用地取得費の発生を抑え、附帯施設であるセミナーハウス等の整備費についても、既存校舎や既存の体育館を利活用することで費用を抑える検討をしている。ただし、老朽化も進んでいるため利用可能な形態の精査が必要であることから、下記の概算費用には含んでいない。 <table><tr><th colspan="2">概算事業費</th><th colspan="2">単位：千円</th></tr><tr><th>事業費</th><th>プラン1</th><th>プラン2</th><th></th></tr><tr><td>競技場本体</td><td>1,608,000</td><td>1,608,000</td><td></td></tr><tr><td>その他(駐車場、トイレ等)</td><td>614,000</td><td>628,000</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,222,000</td><td>2,236,000</td><td></td></tr></table>	概算事業費		単位：千円		事業費	プラン1	プラン2		競技場本体	1,608,000	1,608,000		その他(駐車場、トイレ等)	614,000	628,000		合 計	2,222,000	2,236,000	
	概算事業費		単位：千円																		
事業費	プラン1	プラン2																			
競技場本体	1,608,000	1,608,000																			
その他(駐車場、トイレ等)	614,000	628,000																			
合 計	2,222,000	2,236,000																			
	【維持管理費及び運営費の適切性】 施設の維持管理については、受付などの管理運営、トラックやインフィールドのメンテナンスや施設清掃等の日常的な管理、また、機器類等の保守点検等の作業内容が必要と考えられ、概算で年間80,000千円程度の費用（つくば市体育施設等の管理清掃委託料や実績を基に算出）が見込まれる。なお、これらの維持管理費については、管理運営手法によっても変動するため、民間活力を導入するなど持続可能な運営の実現を目指し、コストの低減を図るよう検討する。																				

事業の経済性・効率性	【事業採算性】 受益者負担の考え方に基づき、利用者には施設使用料として一定の負担を求めるが、当該施設はその性質上、採算が取れる施設ではないため、収支の均衡を図ることは困難である。	
	【コスト削減の工夫】 コスト削減及び財源確保のため、民間資金（ネーミングライツ）やPPP（指定管理者）などの手法の導入を検討する。 また、本構想に沿ったスポーツ施設整備を対象として活用が見込める補助金・助成金等を積極的に活用する。 （補助金・助成金） ・（独）日本スポーツ振興センター（toto）「地域スポーツ施設整備助成」 - A 天然芝生化新設事業…補助額約48,000千円 - B スポーツ施設等整備事業…補助額約20,000千円 ※AとBの供用は可能	
地域への対応	【周辺環境及び景観との調和への配慮】 上郷高校跡地は、自然豊かな場所に立地し、敷地北側の2～3km圏内には、野球場のある大崎公園、テニスコートのある台山公園があり、敷地の北西1km圏内に上郷ジオサイト川口公園（小貝川の恵まれた自然環境を生かした水辺公園）もあることから、周辺のスポーツ環境に恵まれた場所である。 整備に当たっては、筑波山をはじめとする景観や隣接する農地、周辺地域の住環境と調和した一体的な土地利用を図るとともに、既存の緑地、樹木や建物を活用した配置などに配慮することで、優れた環境で大会の実施やスポーツを楽しむことが可能である。	
	【環境影響低減の工夫】 ◇大会時等の交通渋滞の影響について 施設アクセスに利用する交差点から駐車場までの距離が十分とれ、この道路沿いのほとんどが農地であるため、渋滞による周辺生活環境への悪影響は少ないと考えられるが、周辺住民に迷惑を及ぼさないように配慮する。 ◇周辺地域への騒音、光害等の影響 敷地北東及び南西側に民家が点在するため、ハードソフト両面で騒音や光害等について、周辺住民に迷惑を及ぼさないように配慮する。	
	【合意形成の取り組み】 <table border="1" data-bbox="379 1424 1409 1771"> <tr> <td data-bbox="379 1424 571 1771">令和元年6月</td><td data-bbox="571 1424 1409 1771"> 上郷高校跡地利活用に関する上郷小学校区の区長説明会 上郷高校跡地利活用について、陸上競技場整備に関する学校跡地の調査を行ったため、その結果と今後の進め方について説明した。 （参加者数） ・上郷小学校区の区長 32人 （主な意見） ・競技場の整備を足掛かりに、西部地区が発展すればよい。 ・騒音、道路、進入路などの整備を含めて考えて欲しい。 </td></tr> </table>	令和元年6月
令和元年6月	上郷高校跡地利活用に関する上郷小学校区の区長説明会 上郷高校跡地利活用について、陸上競技場整備に関する学校跡地の調査を行ったため、その結果と今後の進め方について説明した。 （参加者数） ・上郷小学校区の区長 32人 （主な意見） ・競技場の整備を足掛かりに、西部地区が発展すればよい。 ・騒音、道路、進入路などの整備を含めて考えて欲しい。	

地域への対応	令和元年 7 月	上郷高校跡地利活用に関する地元説明会（3 回） 上郷高校跡地利活用について、陸上競技場整備に関する学校跡地の調査を行ったため、その結果と今後の進め方について説明した。 （参加者数） ・ 1 回目 19人 ・ 2 回目 11人 ・ 3 回目 18人 ・ 合 計 48人 （主な意見） ・ 小貝川、川口公園などを一体的に検討して欲しい。 ・ インフラの整備を検討して欲しい。 ・ 騒音や駐車場問題への対応を検討して欲しい。
	令和 3 年 2 月	「（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想（案）」に関するパブリックコメントを実施（令和 3 年 2 月 5 日～3 月 7 日） 過半数は内容に関する提案で、意見を受けて 3 か所の修正を行った。 （意見等の件数） ・ 肯定的な意見 2 件（4 %） ・ 内容に関する提案 28 件（55 %） ・ 提案以外の意見 19 件（37 %） ・ 否定的な意見 2 件（4 %） ・ 合計 51 件（12 名）
	令和 3 年 6 月	「（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想」に関する市民説明会（4 回） つくば市における陸上競技場の目指すべき方向性、基本的な考え方をまとめた「（仮称）つくば市陸上競技場整備基本構想」について説明した。 （参加者数） ・ 1 回目 18人 ・ 2 回目 9 人 ・ 3 回目 14人 ・ 4 回目 10人 ・ 合 計 51人 （主な意見） ・ 整備が実現し、小・中学生がスポーツで活躍できるようになって欲しい。 ・ 2 つの整備プランのうち、南北敷地を一体化して活用するプランの方が良い。 ・ 供用開始は令和 8 年予定とのことだが、1 年前倒しで整備して欲しい。 ・ 第 4 種（第 3 種相当整備）ではなく第 2 種にして欲しい。 ・ 現在でも道路の渋滞が酷いため、対策して欲しい。 ・ 水濠を設置する場合はトラックの内側に整備して欲しい。 ・ サッカーやラグビーもできるようにして欲しい。 ・ 上郷地区活性化の最高のチャンスだと思う。 ・ 5 年後の完成に向けて、上郷活性化のために様々なことを計画したい。 ・ 夜間照明について、農作物への影響を心配している。 ・ 防音対策と安全な道路、駐車場対策をお願いしたい。 ・ 学校建設等を含めた維持管理費が見えない中で整備する必要があるのか。

評価会議結果

	評価項目	評価の視点	確認欄
個別評価	事業の必要性	・ 市が担う必要はあるか ・ 市が実施する必要はあるか	✓
	事業の妥当性	・ 事業の規模は妥当か ・ 整備場所は妥当か	✓
	事業の優先性	・ 事業の着手時期は適切か	✓
	事業の有効性	・ 課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か ・ 経済的波及効果は認められるか	✓
	事業の経済性・効率性	・ 費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か	✓
	地域への対応	・ 周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか ・ 市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か	✓
評価 総合	実施 ・ 実施しない		
評価 コメント	● 「事業の必要性」については、長く教育関係者から要望が出ているとともに、アンケート調査の結果を見ても市民ニーズの高さは確認でき、採算性の視点から公共事業として市が整備する必要性についても同様であり、「自己評価」は妥当である。また、公式記録をとれる施設がない点や市外の施設を借用した際の移動負担、緊急時対応の困難さという課題の解決にも資するものである。 ● 「事業の妥当性」については、整備地の選定や確保形態、施設の規模について「自己評価」は妥当である。事業を進めるにあたっては、関係法令を遵守するとともに、豊かな自然環境を含めた周辺環境への影響に十分に配慮し、周辺市街地の活性化への貢献するものとする。		

評価のコメント	● 「事業の優先性」については、「事業の必要性」と同様に、市民からの要望の歴史も長く、第2期戦略プランにおいても主要プロジェクトとして位置付けており、優先性の高さについて「自己評価」は妥当である。ただし、市では、令和7年度まで教育関係を中心に、より緊急性の高い大規模事業が多く予定されていることから、全庁的な予算の確保に向けた取組を進める必要がある。 ● 「事業の有効性」については、市内で記録のとれる施設を小・中学生に提供できるとともに、第2期戦略プランやスポーツ推進計画に位置づけがあるとおりの、市の政策目標の達成にも貢献することから「自己評価」は妥当である。また、想定する経済波及効果に加え、防災機能を備えた地域活性化拠点とすることで、当該地域の魅力の向上・活性化への十分な貢献も期待できる。ただし、自己評価（事業の妥当性）に需要予測が示されているが、施設の管理運営方針を定めるにあたっては、より施設の稼働率を上げる取組を進めるとともに、有効活用を図るものとする。 ● 「事業の経済性・効率性」については、採算性の確保が困難であることとコスト縮減に向けた取組について「自己評価」は、妥当である。ただし、現在の基本構想では不明確であるセミナーハウスの整備等の整備費用や、運用開始後のランニングコストなど、今後検討される事項についても、より一層のコスト縮減に努めることとする。 ● 「地域への対応」については、周辺環境及び景観への配慮、環境影響低減の工夫、地域との合意形成はいずれも十分に組み込まれており、「自己評価」は妥当である。ただし、集客施設であることから、騒音や渋滞、駐車場、道路整備に至るまで、幅広い対策が必要となり、今後も十分に配慮しながら進めることとする。 上記のことから、各評価項目について、適切な検証がされ評価の視点を満たしているため、総合評価は、「実施」とする。
---------	--

No.	事業名	事業期間	概算事業費	事業目的	事業概要	適用除外理由
1	(仮称)みどりの南小・中学校建設事業	令和2年6月 ～令和6年3月	約105億円	みどりの学園義務教育学校の分離新設校として建設し、教室不足の解消を図る。	・用地取得(みどりの南106 番地1～6: 43,484.08 m ² 、みどりの南107 番地1～2: 17,697.06 m ²) ・小学校及び中学校の校舎及び体育館、武道場建設、グラウンド整備 一式工事	要綱第3条第1 項第7号該当
2	(仮称)みどりの学校プール建設事業	令和2年6月 ～令和6年3月	約29億円	TX沿線地区を主とした一部の学校プールを集約化し、水泳授業として使用するとともに、学校で使用以外の時間帯については一般開放を行い、市民の健康づくりの場となる屋内プールを建設する。	・用地取得:みどりの南 14 番地1 (25,000.05 m ²)、屋内プール(付帯施設:会議室等)	要綱第3条第1 項第7号該当
3	(仮称)新桜学校給食センター整備事業	令和3年4月 ～令和7年3月	約30億円	つくばエクスプレス沿線開発地域等における当初の想定を超えた急激な人口増加に伴う学校新設により、学校給食における必要食数も急激に増加している。今後も新設校の建設が控えており、児童生徒数が急増する中、必要給食数を継続的に提供するため、さらに学校給食衛生管理基準への適合や食物アレルギーへの対応等の課題解決を図るため、老朽化した茎崎給食センターを廃止し、新しい学校給食センターを建設するもの。	新学校給食センター整備 一式	要綱第3条第1 項第7号該当
4	(仮称)中根・金田台地区新設小学校建設事業	令和3年3月 ～令和8年3月	51億円～57 億円(学区割 により変動)	栗原小学校を母体校とした、栗原小学校、九重小学校、栄小学校3校からの分離新設小学校を建設し、教室不足の解消、教育環境の向上を図る。	・用地取得:春風台16番地1 (45,037.11 m ²)、春風台 17番地1 (14,610.13m ²) ・小学校の校舎及び体育館建設、グラウンド整備一式工事	要綱第3条第1 項第7号該当
5	(仮称)研究学園小学校建設事業及び(仮称)研究学園中学校建設事業	令和元年10 月 ～令和5年3月	約78億円	学園の森義務教育学校の分離新設校として建設し、教室不足と過大規模校化の解消を図る。	・用地取得:①つくば市研究学園2丁目13番地(県有地 5,070.52m ²)、②つくば市研究学園2丁目26番地(県有地 25,200.30m ²) ・建設規模:小学校の校舎(20学級分程度)及び中学校校舎(10学級分程度)建設、体育館建設、グラウンド整備 一式工事	要綱第3条第1 項第7号該当
6	(仮称)みどりの南小学校建設事業	令和2年4月 ～令和6年3月	約45億円	みどりの学園義務教育学校の分離新設校として建設し、教室不足と過大規模校化の解消を図る。	・用地取得:みどりの南14 番地1 (25,000.05 m ²)、みどりの南13番地1 (6,498.83 m ²) ・小学校の校舎及び体育館建設、グラウンド整備一式工事	要綱第3条第1 項第7号該当